



入国前後にVJWへ登録することで、入国時や免税店での
手続もスムーズに行えます。

手続の流れ

リファンド方式に関するQ&A

購入時



Q. 免税店で購入できる数量に制限はありますか？

A. 購入する商品は、出国時にその全てを**自らが所持して海外に持ち出すことができる数量に**限られます。購入した商品は税関で提示できるようにしてください。



Q. リファンド方式ではお菓子や化粧品の特殊梱包が不要と聞きましたが、日本で消費しても良いということでしょうか。

A. 消耗品の特殊包装は廃止されましたが、**飲食品や化粧品等を国内で消費した場合、税関の確認(返金)を受けることはできません。**



Q. 日本国籍をもっていますが、2年以上国外に住んでいます。免税手続の際に提示する確認書類に変更はありますか？

A. 日本国外に2年以上継続して住んでいることの確認書類は、現行の書類のほか、**マイナンバーカードでも良いことと**されます。



Q. 返金手続はどのようにしたら良いでしょうか？

A. 消費税分の返金を受けるために必要な対応は免税店で案内されます。購入の際にご確認ください。



出国時



Q. 税関での確認手続はいつ行えばよいですか？

A. 手荷物の機内預け入れ前までに税関での確認手続を完了する必要があるため、**早めに空港(又は海港)に到着し、免税手続用の端末等で手続を行ってください。**

※返金を受けるためには、購入日から90日以内の出国時に税関の確認を受ける必要があります。 ※国内線から国際線に乗り継いで出国する場合、出国空港で手続を行う必要があります。



Q. 免税手続をした商品のうち、一部を消費してしまいました。消費していない商品のみ税関確認を受けることができますか？

A. 税関の確認は**1回の購入手続(レシート等)単位**で行われます。1回の購入手続(レシート等)単位に含まれる商品のうち、1つでも所持していない場合には、他の商品も含め**すべての商品について**、税関の確認を受けることはできません。

領収書(レシート)		
OOSHOP △△店		
2026年12月5日AM10:40		
品名A ×1	3,000	←所持○
品名B ×1	75,000	←所持○
品名C ×1	13,000	←所持×
合計	91,000	
全て免税不可		

領収書(レシート)		
OOSHOP △△店		
2026年12月5日AM10:40		
品名A ×1	3,000	←所持○
品名B ×1	75,000	←所持○
品名C ×1	13,000	←所持○
合計	91,000	



Q. 単価100万円以上の商品を購入しました。税関確認の際に必要な書類はありますか？

A. **税抜単価100万円以上の商品を購入した場合**、税関においてその商品と併せて、**鑑定書や保証書の提示**を求められることがあります。これらを準備しておくことでスムーズに税関の確認を受けることができます。



Q. 税関の確認を受けた商品を海外に持ち出さなかった場合、罰則はありますか？

A. 免除された消費税額に相当する**消費税が徴収され、罰則の適用対象**となります。



さらに詳しくお知りになりたい方へ

リファンド方式に関する詳細(リーフレットやQ&A)は、観光庁や国税庁WEBサイトをご確認ください。

観光庁消費税免税店
WEBサイト



国税庁
WEBサイト

